

市民委員会資料②

2 所管事務の調査（報告）

（2）保育所等の利用調整基準の改正に伴うパブリックコメントの結果報告について

資料1 保育所等の利用調整基準の改正に伴うパブリックコメントの結果報告について

資料2 保育所等の利用調整基準の改正について

資料3 利用調整基準 新旧対照表

市民・こども局こども本部

（平成27年8月27日）

保育所等の利用調整基準の改正に伴う パブリックコメントの結果報告について

1 概要

本市では、利用調整基準に基づき、各世帯の保育を必要とする程度を判断し、ランク・指数・項目点の高い世帯の児童から利用の内定をしています。

同基準は「子ども・子育て支援新制度」に対応するために、国から示された新たな優先利用項目の追加等を行うとともに、それまでの「保育所入所選考基準」に関する市民の皆様への御意見を踏まえ、昨年、必要な見直しをいたしました。

平成28年4月の入所申請に向けて、保育所等を希望する方への公平性の確保を図るため、また、国の新たな優先利用項目の検討依頼を基に、一部基準の見直しを図る改正案について、パブリックコメント手続きにより、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	保育所等の利用調整基準の改正について
意見の募集期間	平成27年7月22日（水）～平成27年8月20日（木）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより7月21日号、川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー、児童家庭課窓口）、認可保育所及び川崎認定保育園における案内の掲示
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（児童家庭課、市政資料コーナー）、認可保育所及び川崎認定保育園における掲示

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	12通（31件）
電子メール	8通（11件）
FAX	3通（3件）
郵送	1通（17件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、改正案の趣旨に沿った意見、今後の事業の推進に向けて参考にする意見のほか、利用調整基準の趣旨に対して説明を要する意見が多かったことから、市の考え方を記したうえで、改正案の通り利用調整基準を改正します。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、基準に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が基準（案）に沿った意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：基準（案）や施策に対する要望の意見であり、基準（案）や施策の内容の考え方等を説明するもの
- E：その他

項目	件数	市の考え方（単位：件）				
		A	B	C	D	E
利用調整基準 別表1に関する事	1	0	0	0	1	0
利用調整基準 別表2に関する事	5	0	0	0	5	0
利用調整基準 別表3に関する事	4	0	0	0	4	0
利用調整基準 その他に関する事	10	0	0	1	9	0
その他に関する事	11	0	2	0	7	2
合計	31	0	2	1	26	2

5 市民意見(要旨)と意見に対する市の考え方

<利用調整基準 別表1に関すること>

	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
1	<p>正社員は時短で1日4時間しか勤務していないのにAランクになるのは納得がいかない。いずれフルタイムに戻ればAランクと思うが、現在の勤務実績ではDランク程度。こちらはパートタイムであくせく1日6時間程働いているが、正社員よりもランクが下になるのも気に入らない。勤務実績をきちんと考慮したランク付けをして欲しい。時短取ってる人が時短取ってない人と同等のAランクになるのはおかしい。正社員で勤務する人がみんなAランクと言うなら、そもそもランクは無意味である。</p> <p>パート勤務は保育園に入所出来ない気がしてならない。ランク付けを改善すべき。</p>	<p>本市では、育児短時間勤務を小学校就学までの全期間で取得予定としていない場合には、所定労働時間を実働時間としてカウントしており、小学校就学までの全期間で取得する場合のみ、育児短時間を取得した時間帯を実働時間としています。慣らし保育への対応が必要になる方など、時間短縮勤務を一時的に取得する(取得する予定)方について配慮した結果です。</p>	D

<利用調整基準 別表2に関すること>

	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
2	<p>ひとり親世帯の優遇について</p> <p>認可保育所に入りにくい地域では、認可保育所に入るために離婚する方もいる。しかし、離婚後も同居や近隣に住み保育所の送迎もするなど、家族生活が続いている場合もある。そのため、慎重な実態調査を行ったうえで判定するべき。</p>	<p>本市では、ひとり親世帯の認定については、離婚調停中であることを証明できる書類等の提出を求めているところです。また、離婚後も同居しているなど事実婚状態の場合には、ひとり親として認定することはいたしません。</p> <p>認定された世帯についても、毎年一回、状況確認の際に、最新の資料を提出していただく場合があります。</p> <p>なお、虚偽申請が判明した場合には、退所していただいています。</p>	D
3	<p>近隣に親族が在住している場合の近隣の範囲の変更</p> <p>昨年のパブリックコメント実施結果に、「近隣に住む親族の保育の協力については、保育への協力の程度には個人差があること、また、遠方(市外)に親族等が居住しているかどうかについては、申請者の申告に頼らざるを得ないなど、入所選考に公平に反映することが困難であるため、対象としないこととしています。」とあるが、やはり車で10分のところから手助けできる世帯と、遠方や死別している世帯とを同一視することは不公平である。そのため、近隣の範囲を一般的に企業が宿泊出張の線引きラインとしている、100km以上もしくは片道2時間以上の地域内に変更すべき。</p>	<p>利用調整基準では、児童が保育を必要とする度合いを図るための項目を設定することとしています。近隣に住む親族の保育の協力については、保育への協力の程度には個人差があり、また、遠方(市外)に親族等が居住しているかどうかについては、申請者の申告に頼らざるを得ないなど、利用調整に公平に反映することが困難であるため、現在の取扱いとしています。</p>	D

4	<p>今年の7月に男児を出産し、現在育休中である。来年4月の復職を考えており、認可保育所の申込みを考えている。</p> <p>先日、区役所窓口で相談したところ、両親ともにフルタイムで一年以上働いているという項目に該当しないため、認可保育所に申込みしても、多くの方がポイント的に並ぶA6に達しないため、入所は難しいという説明を受けた。</p> <p>私は10年以上正社員として働いているが、夫は今年の6月からフルタイムで働き始めた。以前は資格取得のため働いていなかった。そのため、駅近くの人気園は申込みをしても利用は困難であり、私には通園に非現実的な場所にある保育園に入れるかどうかという説明だった。</p> <p>そのため、認可保育所の利用調整基準から、一年以上働いているという項目をなくすべき。</p> <p>代案として、現在フルタイムで働いており、この先も働き続ける予定であることを勤務先に確認できるという形はどうか。</p> <p>現状の項目で差別化しても、本当に保育園を必要とする人は抽出できないと考える。実際、私の場合、夫も私も仕事を続けなければならない中、この項目に該当しないという理由で認可保育所申込みに出遅れてしまうことに不安でならない。認可外保育施設ではなく、認可保育所に安心して入れるスタートラインに立てる利用調整基準にしてもらいたい。</p>	<p>本市では、基準日時点において既に保護者が就労している場合、保護者がこれから働き出すよりも、児童が保育を必要とする度合いが高いと考え、別表2において指数を付与する扱いとしています。その期間については、就労の形態や期間が多様化する中で、長期就労の把握が困難なことから、現状の1年及び半年としているところです。</p>	D
5	<p>この項目は、小規模保育事業としての運営が始まった後に連携施設が未設定であれば、当該園児に対しての利用調整に配慮がなされるものである。</p> <p>しかし、川崎認定保育園が小規模保育事業に移行する場合の「移行年度」については、考慮されておらず、片手落ちである。川崎認定保育園の2歳児は来年4月には別の保育園に転園しなければならない訳だが、それらの児童に対し、利用調整での配慮が全くされておらず、保護者の不安を助長している。</p> <p>今後、川崎認定保育園を小規模保育事業に移行することを川崎市の方針として推進するならば、保護者の不安を払拭する必要があり、移行年度についても2歳児の利用調整について、ポイント加算等、何らかの配慮が不可欠である。</p>	<p>川崎認定保育園が認可事業への制度移行をする際には、各川崎認定保育園の責任において、現在お預かりしている児童の次年度以降の受入先については、各川崎認定保育園の責任において対応していただくこととしています。</p> <p>また、次年度に制度移行する施設とはいえ、現時点では川崎認定保育園に通っている児童であることから、利用調整基準においては、別表2「認可外保育施設等の利用状況」における指数の付与、別表3「現に認可外保育施設等に児童を預けている期間」に応じた項目点の付与の対象となっています。</p>	D

6	<p>認可外保育施設等に児童を預けている場合に指数・項目点が加算される。つまり、認可外保育施設に入っている児童の方が、認可保育所の利用調整の優先度が高いことになる。この指数・項目点により、年度途中において非合理的な事態が頻繁に起きている。</p> <p>“年度途中”で認可保育所に空きが発生すると、川崎認定保育園に通園している園児が内定となり、川崎認定保育園から認可保育所に転園する。</p> <p>川崎認定保育園に入園した児童は待機児童ではないので、認可保育所に転園しても待機児童の解消には全く役立たない。そればかりか、年度始めの5月1日・6月1日転園も多く、4月に川崎認定保育園に入園し、1～2か月で園生活に慣れてきた矢先に保育園を移る。それは子供にとって大きな負担であり、子供が一番可哀想である。園児を引き抜かれた川崎認定保育園では、入園待ち児童の保護者に連絡を取り、入園手続き等の事務作業が発生し非効率である。認可に空きが出来たのなら、川崎認定保育園の入園児童を引き抜かず、どこの施設にも入れてない児童を入れるべき。</p> <p>「認可外保育園の入園年数によりポイント差をつける」ことは、わからないわけではないが、一年未満、認可外保育施設に預けただけで指数・項目点が得られるというのは全く理解できない。認可外保育施設であれば比較的スムーズに入園できた頃は、認可保育所の入所選考のポイントを得るためだけに、認可の申込み時期に、わざわざ1か月だけ認可外保育施設に預ける、といった保護者もいた。この指数・項目点は極めて非合理的な状況を引き起こしているため、早急に見直す必要がある。</p>	<p>別表2においては、「産休明け又は育休明け」の2点と「認可外保育施設等の利用状況」の2点は、重複適用しないこととしており、産休明け又は育休明けのタイミングで認可保育所を希望する場合と、復職後、認可外保育施設等を利用している場合については同点とする取扱いとしています。復職していても認可外保育施設等を利用していない場合については、この2点は付与されません。そのため、本項目の趣旨を御理解いただきたいと思います。</p> <p>別表3においては、以前の入所選考基準ではご指摘のように、短期間だけの認可外保育施設での預け期間をポイント化していましたが、昨年度の見直しの際に、1年以上でないと加点されないよう変更済みです。</p> <p>5月や6月の利用調整の際には、川崎認定保育園に慣れて、生活のリズムもでき、お友達もできたことから、認可保育所の内定を辞退する世帯は非常に多いのですが、利用者が申し込みを取り下げない限り、認可保育所の利用を継続して希望していると判断せざるを得ないため、御理解いただきたいと思います。</p>	D
---	--	---	---

<利用調整基準 別表3に関すること>

	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
7	<p>現状の制度では早生まれの子供11月～3月生まれのほとんどが0歳児4月入所が不可能です(5か月齢以降からの受入がほとんどのため)。どうしても1歳を迎えた4月で入所希望を出さなくてはならない。4月時点で0歳入所予定の子どもと比べると生まれた時期で既に保育園の利用の確立が低くなり、不利のように感じるが、これはどうにかならないのか。上記の条件だと、4月に0歳で入所可能だった子供も同じポイントが付与され、公平感がない。11月～3月生まれの子供にさらにポイント付加するなどの処置があれば公平感がある。</p>	<p>認可保育所においては、保育の必要性が高い児童を優先して入所することを目的とし、利用調整基準を定めております。生まれ月が違っていても保育の必要性は同等であることから、利用調整基準にて配慮することは困難であると考えます。</p> <p>本市では、育児休業制度を踏まえ、1歳児からの保育所を設定していますので、それらの園を希望する場合には、年度当初の生まれ月の児童も、早生まれの児童も同条件となります。</p>	D

8	<p>別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯という部分に下記意見の反映を希望する。</p> <p>「地域型保育事業等に在籍しているきょうだいがいて、2子目以降も同一の地域型保育事業または施設の利用を希望しているにも関わらず、当該事業または施設に希望年齢の受入枠がない場合は、その地域型保育事業及び施設だけでなく、連携施設も同一の施設としてみなされ、加点が付与されるものとする。」</p> <p>理由:そもそも小規模保育等の地域型保育では受入枠が非常に少ないため、きょうだいで同一施設の利用を希望しても入所は困難である。認可保育所を利用している世帯と比べ、きょうだいが入園に通う確率が低くなる。下のきょうだいの入所を希望する際に、利用したい年齢での受入枠がない場合、連携施設等も同一施設と認めてポイントを付与すべき。上のきょうだいがいずれ連携施設に入所することを考えると、同一園とみなすべき。この提案は国から示された優先利用項目の⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合と合致していると考える。</p>	<p>小規模保育や家庭的保育は、2歳児までの低年齢児を少人数クラスで家庭的な環境において保育する事業ですので、ご指摘の通り、受け入れ枠は大規模な認可保育所に比べれば少ないのは事実です。また、年齢別定員も全年齢ほぼ同数ですので、0歳児クラスが埋まってしまうと、1、2歳児クラスにおける補充はほとんどできないのが実情です。</p> <p>しかしながら、定員60人以下の認可保育所においても、同様な状況になりますので、本市の保育の利用を希望される方が多い現在の状況においては、小規模保育についてのみきょうだいの利用調整について配慮することは困難であると考えます。</p>	D
9	<p>別表3「現に認可外施設等に児童を預けており、利用希望日時時点でその期間が1年以上になる世帯」の項目点の追加を無くすべき。また、本項目自体を削除すべき。</p> <p>川崎市が定める基準を満たした「川崎認定保育園」から、「認可保育所」への転園を川崎市が推奨することに矛盾がある。</p> <p>また、大前提として、子どもの気持ちを考えるべき。転園は子どもにとって、大人の転職以上に大きなストレスがかかる。大人の転職は、自分で決めることだが、子どもは、言葉も発することが難しく、なぜ保育園が変わったのか理解できず、知らない保育者がいるところへ突然通うことになる。そんな大きなストレスは、入園の時の一回だけで十分である。</p> <p>保育園というのは、保護者のためだけに存在するのではない。子どものために存在している。子どもの精神面を第一に考え、基準を作成すべき。</p>	<p>本項目は、認可外保育施設等に預けている期間が単に長いことを評価するものではなく、入所不承諾となって認可外保育施設等を利用している事実や、会社等の都合により育児休業を取得できずに認可外保育施設等を利用して就労している事実に対して加点するものです。</p> <p>また、転入予定者等につきましては、認可外保育施設だけに限らず、認可保育所等に預けている期間を考慮することもありますので、川崎認定保育園からの転園を推奨するものではありません。</p>	D
10	<p>認可外に預けている年数に応じて項目点が追加になるとのことだが、認可外も満員で預けられない場合もあるため、認可外に預けることができた人に追加点があるのは不公平である。</p>	<p>本項目は、入所不承諾となって認可外保育施設等を利用している事実や、会社等の都合により育児休業を取得できずに認可外保育施設等を利用して就労している事実に対して加点するものです。特定の地域や年度途中等では、認可外保育施設の状況によっては、預けられないこともあるでしょうが、そのことを持って本項目を削除することは困難ですので御理解ください。</p>	D

<利用調整基準 その他 に関すること>

	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
11	<p>きょうだい加点の扱いについて</p> <p>川崎市では、同時期に通っている保護者の負担軽減のため、きょうだいの加点をしているとのことだが、年が離れている世帯についても何らかの加点項目を設定したり、別表3においても同点となった場合の取扱いの中に、江戸川区や文京区などにもある「16歳未満の子どもの人数」を項目化するなどの配慮が必要である。</p>	<p>きょうだいであることのみで、下のお子さんを特定の保育所に入所しやすくすることは、第一子目のお子さんとの入所の公平性のバランスを欠くこととなると考えているところですが、御指摘いただいた取扱いについては、所得状況以外の項目について検討する際に、議論がある部分ではありますので、今後の事業推進の中で、参考とさせていただきます。</p>	C
12	<p>1歳児一斉申し込み時点で復職し、認可外保育施設に預けている2月18日以降出生児童には加点が欲しい。</p> <p>2月18日以降の出生児は、生後43日に達していないため、0歳児では4月の一斉申し込み間に合わず、年度途中の申込みとなり、実質的に入所できない状況である。</p> <p>しかも、月齢が少ないため、月齢の高い児童から受入する傾向のある認可外保育施設にも預けることができない。それでも、なんとか施設等を見つけて復職している場合には、特別の加点が欲しい。</p>	<p>認可保育所においては、保育の必要性が高い児童を優先して入所することを目的とし、利用調整基準を定めております。生まれ月が違っていても保育の必要性は同等であることから、利用調整基準にて配慮することは困難であると考えます。</p> <p>本市では、育児休業制度を踏まえ、1歳児からの保育所を設定していますので、それらの園を希望する場合には、年度当初の生まれ月の児童も、早生まれの児童も同条件となります。</p>	D
13	<p>居住年数に応じた加点を切望する。長く在住している市民を優先すべき。 (同様 他1件)</p>	<p>本市の利用調整基準のランクや調整指数は、児童が保育を必要とする度合いにより優先順位をつけるためのものです。保護者の本市への居住年数によって、児童の保育の必要性に差をつけることは困難と考えています。</p>	D
14	<p>認可保育所辞退者の減点項目の新設</p> <p>認可保育所の保育料が値上げされ、川崎認定保育園には補助金も設定されたことから、保育料の逆転現象が起こること等から認可保育所を辞退する人が多いと聞く。本当に認可保育所を希望する人への配慮が必要である。</p>	<p>認可保育所の辞退については、他の利用希望者への影響が大きいことから、なるべくご遠慮いただいていたところです。</p> <p>しかしながら、何らかの取り決めは必要であることから、次年度の申込みから、辞退の扱いを変更する予定です。</p> <p>具体的には、内定を辞退する場合には、保育所等の利用申込みについての処分は済んでいることから、翌月以降の利用申込みを改めて行っていただきます。</p> <p>例えば、4月申込みの1次利用調整の内定を辞退した場合には、4月の2次利用調整ではなく、改めて5月からの申込みをしていただきます。</p> <p>保育所等の利用申込みは、年度単位で実施しているため、前年度に内定辞退したことを持って、当年度の利用調整に反映させることは考えておりません。</p>	D
15	<p>職場に託児所または職場保育が可能な制度がある場合は減点すべき。</p> <p>昨今の待機児童問題を受け、託児所を開設したり、職場保育が可能な企業等も存在する。そのような場合には、選択肢が多いことから減点し、認可保育所以外に選択肢がない世帯を優先すべき。</p>	<p>職場の福利厚生は様々ですので、それらについて統一的に判断し、減点項目として設定することは難しい状況です。</p>	D

16	<p>利用中の認可外保育施設の受託期間に制限がある場合の加点項目の新設 現在預けている認可外保育施設から、退所を余儀なくされていたり、年齢制限のため退所しなくてはならない場合には、保育の必要性が高いため、加点項目を新設すべき。</p>	<p>認可外保育施設の利用については、別表2、別表3において加点項目としています。 認可外保育施設の様々ですが、その申込み状況等によって、認可保育所を必要とする度合いに差があると考えことは困難であるため、さらなる項目の新設はできません。</p>	D
17	<p>利用調整基準の点数化はやめるべき。 保育所に入るために、一部の保護者が虚偽申請をしているのを見過ごしてはいけぬ。点数化するから虚偽申請が起こる。</p>	<p>本市としましては、虚偽申請等を抑制するため、可能な限り第三者による客観的な証明や挙証資料等の提出をお願いしています。虚偽申請を防ぐための手段についても引き続き検討し、利用調整における公平性の確保に努めてまいります。</p>	D
18	<p>■給与に大きく変更があった場合の所得の計算方法について見直しを希望する ■要望詳細 私は2013年8月に産休に入り、9月に第一子を出産した。2015年4月の復職の際に、職種変更となり、またフルタイムから時短勤務になったため、年収が半減している。 そして第二子を2015年9月に産出するため、2015年は4ヶ月しか勤務していない。第二子の保育園は2016年4月から2017年4月の入園で検討しているが、今の所得の審査基準では、育児休業等の休職期間なしで働いた最新の年の所得額で計算するため、私の場合は2012年度の所得額となり、4年も前の、今の収入とは大きくかけ離れた金額で計算される。認可に入らなかった場合、所得が減っているという実態に即していないため、納得がいかない。 年収に変更があった場合の救済措置(会社に給与証明書を出してもらえば、新しい給与で審査してもらえるなど)を検討してもらいたい。</p>	<p>育児休業を取得し復職した時は育児のための短時間勤務等で直近の収入が低くなっている方がいらっしゃいますが、1～2年後には短時間勤務から通常勤務に戻し、産休前の状態に戻ると想定して、保育所等の利用調整のランクをフルタイム就労と同等と扱っています。 ただし、転職や起業等による場合には、以前の会社と現在の会社では給与体系が異なることなど、それ以前の収入を見ることは、その世帯のこれからの収入を見ることにはならないと考えています。 勤務先が同じ場合には、その降格・昇格や職種変更が会社命令なのか、本人の希望なのか、また、全ての勤務先が給与証明をできるとは考えずらく、公平性が確保されないため、ルール化は困難と考えます。</p>	D
19	<p>要望: 同一のランク・指数・項目点数で並んだ場合に基準として用いられる所得状況の運用を、世帯の合計から主たる働き手の収入のみに変更すべき。 理由: 市は昨年のパブリックコメントにおいて、保護者の所得の高低により、保育の必要性に差を付けることは困難であるとしている。利用調整基準の最後に所得状況としたのは、保育所が児童福祉施設であるとともに、認可外保育施設の利用等、保育の代替手段がより困難な場合を考慮するという社会福祉的な理由からとしている。 しかし、認可外保育施設の多くは満員であり、保育の代替手段が得られない状況である。その場合には、やはり育児休業の延長ということになる。 例えば、現行の基準では、 A世帯: 父の収入 400万円、母の収入 400万円 B世帯: 父の収入 500万円、母の収入 200万円 であれば、B世帯が内定し、A世帯は育児休業をすることとなり、収入の減少は400万円である。 しかし、主たる働き手のみとすると、A世帯が内定し、B世帯は育児休業することとなるが、収入の減少は200万円で済む。 以上から、認可外保育施設という保育の代替手段が得られない世帯における収入の減少が少なくなり、市が主張する社会福祉の理念及び児童福祉法第一条第二項の規定である「すべて児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」に沿うと考える。</p>	<p>本市では、同一のランク・指数・項目点数で並んだ場合、最後に所得状況が低い世帯を優先して選考することとしています。保育所につきましては保育を必要とする保護者の要件が父母双方に係るものであり、またその世帯として保育の必要性を認定していくことから、世帯の合計所得状況を確認するよう考えております。 また、保育所等に内定しなかった場合に、保育の代替手段として何を選択するかは、各世帯によって多種多様なため、代替手段を育児休業の延長のみとして考慮することは困難であると考えます。</p>	D

<その他に関すること>

	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
20	川崎市には、日本を代表するような大企業が多数存在するため、事業所内保育施設の設置促進を期待する。	「子どもの未来応援プラン」において、事業所内保育事業についても、推進していくこととしておりますので、事業所内保育事業の開設に向けた働きかけ等、積極的に取り組んでまいります。	B
21	川崎市には、認可保育所だけでなく川崎認定保育園があり、公費が投入されている。しかし、保育園の相談で区役所に行くと、窓口では、先ず認可保育所を案内される。関係職員の認可・認定の垣根を取り払うことから始めるべき。 市は、保育園の利用希望者に対し、認可保育所だけでなく、川崎認定保育園を含め全ての施設の申込みの案内を行い、「保育園は保護者が選ぶシステム」とし、利用者の選択の自由と責任を持たせるべき。 他都市のように認可保育所、川崎認定保育園を保護者に案内し、認可保育所の申請書、認可外保育施設の単願申請書と区分した書類を提供することで、保護者の満足度も高まっていくのではないかと。 市が認定した川崎認定保育園を自信を持って利用者に勧めていくべき。そして、各施設の多様な特徴を活用することが、利用者への本当の意味での「市民サービス」である。	保育ニーズの高まりやその多様化が進む中、待機児童を解消するにあたっては、市民生活に身近な区役所において、地域の子ども・子育て支援のニーズを的確に把握・分析するとともに、保育所の利用を申請する前の段階からアフターフォローにいたるまで、お子様の預け先を探す一人ひとりの保護者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援を実施することが非常に重要です。 そのため、本市においては区役所の相談体制の強化を図るとともに、申請前段階からの相談・支援の実施や、入所保留後のアフターフォローにおいて、保護者の保育ニーズと多様な保育サービスとのマッチングを図るなど、きめ細やかな取組を実施しています。	B
22	現在認定されていない、居住者専用のマンション内保育所にも、その実績や待機児童対策としての効果等を加味し、新たな助成を検討するべき	当該マンション内保育所を利用者を限定せず、広く利用できるようになれば、川崎認定保育園などの助成対象となることもあり得と考えています。現状においては利用者が限定されるため、公平性の観点から助成は難しいと考えております。	D
23	港区、町田市、さいたま市等、保育ニーズの高い0～2歳児を預かる暫定施設を期間限定で開設している自治体がある。川崎市においても同様の施策の検討を願う。	高まる保育需要に対応し、本市においても0～2歳児を対象とした家庭的保育や小規模保育等の地域型事業を推進しています。	D
24	武蔵小杉周辺では、人口流入により認可・認可外を問わず保育園が不足している。しかし、新聞等では「川崎市 待機児童ゼロ」というニュースが流れている。私が子どもの預け先を捜し歩いたところ、年度途中ということもあり、認可外保育施設を含め、空きはなかった。実態をありのまま公表すべきである。利用者の立場に立った情報発信をすべきである。	待機児童数は、厚生労働省の定める「保育所等利用待機児童の定義」に基づき、毎年4月1日と10月1日を基準に集計し、公表を行っています。 待機児童として集計されない場合であっても、保護者の保育ニーズを適切に把握し、引き続き区役所における相談・支援の充実に努めるとともに、必要な地域にしっかりと保育受入枠の確保を行っていきます。 また、本市ホームページでは、認可保育所の毎月の受入可能数と延べ待ち人数を掲載しておりますので保育所等を申し込む際の参考にしてください。	D

25	<p>単願のみ受託可とする川崎認定保育園への指導・要請</p> <p>川崎認定保育園に対する助成金の支出については、園の規模や設備、運営だけでなく、より広く利用者を受入れているかもその判断基準とすべき。</p> <p>川崎認定保育園が、園の運営にポリシーを持っているのであれば、助成金がなく割高な保育料でも利用者は集まるはず。認可保育所よりもよい施設であるのなら、高い保育料でも納得感はある。</p> <p>しかしそうでない園が、川崎認定保育園の看板をつけながら、保護者に単願を要求するのはやめるよう、市から指導・要請すべきではないか。このような施設に税金が投入され、川崎認定保育園となっていることに憤りを感じる。</p>	<p>川崎認定保育園の利用申込み方法については、各施設で定め、その利用契約も利用児童保護者との直接契約となります。一般的な傾向として認可保育所の利用の可否が判明してから、利用申込みやキャンセルを行う方が多いため、職員確保やクラス編成等の観点から単願の児童を優先していくこともやむを得ないものと考えております。</p>	D
26	<p>認可外保育施設の空き情報について、毎月11日頃にホームページに掲載されるが、施設によっては空きが表示されているが、予約で埋まっているので実際には空きがないと言われることがあるので、精度を高めしてほしい。また、1日時点の情報であれば、もっと速く掲載してもらいたい。</p>	<p>認可外保育施設の空き情報については、各区役所において施設と連絡・確認を取りながら、毎月1日時点の空き状況をホームページで更新していますが、空き状況は、月途中の入所や退所等により絶えず変動する可能性があるため、入所を御検討される方には、直近の空き状況を施設にお問い合わせいただくようお願いしているところです。</p> <p>なお、4月の認可保育所の入所結果が出る2月以降は、認可外保育施設においても空き状況が短期間で大きく変動することから、2月から3月の期間には、施設の協力をいただきながら、更新頻度を週1回とし、なるべく最新の情報を提供できるよう努めています。</p>	D
27	<p>入所予約制度等の創設について</p> <p>現状では4月の一斉入所に併せて育児休業を切り上げる方が多いが、本当は1歳までの1年間は子どもと一緒にいたいと願う親が大多数である。</p> <p>そのため、1年間は安心して育児休業を取れるよう、品川区や港区で実施している入所予約制度等の検討を期待する。それがなければ、2人目、3人目を生むことは難しい。</p>	<p>生まれ月の不公平を解消する為、また、育児休業期間を確保するため、入所予約制度等を創設することについては、施設に置ける受入れ枠の保留等につながります。</p> <p>本市においては、生まれ月による不公平感の是正等を課題としながらも、保育を必要とする保護者に対し、受入児童の拡大や待機児童の解消に努めていかなければならないと考えており、現状では入所予約制度を創設する対応等は困難です。</p>	D
28	<p>保育料については、最高額の82,800円は高いので、せめて8万円以下に抑えてもらいたい。同じ施設を利用するのであるから、応能負担とはいえ公平感が出る階層設定にしてほしい。</p>	<p>認可保育所等の保育料については、世帯の所得の状況に応じて費用負担を求めています。</p> <p>運営費の増加に対応する適正な費用負担は将来にわたって継続して見直していく必要があります。本市の他の行政サービスの利用における受益と負担の状況や、国の制度改正、他都市の状況等にも留意しながら、保育サービスの利用における受益と負担の適正化を、今後とも継続的に検討いたします。</p>	D
29	<p>保育料はあくまでも一律(安く設定)もしくは、スウェーデンのように完全無料にすべき。それぐらい大胆に変えるべき。</p>	<p>認可保育所等には、年齢別に運営費が設定されており、それに対応した利用者負担額については、各世帯の所得状況に応じた負担を基本に、国が厚生労働省令に定める8階層の利用者負担限度額をせめていますので、一律の設定は困難です。</p>	E
30	<p>在園中の育児休業者数の情報開示</p> <p>別表3に、きょうだいによる加点があることから、きょうだいがいない扱いとなる児童は、在園児のきょうだいの利用調整では優先されないこととなる。そのため、在園児のうち、下のきょうだいの育児休業を取っている児童数を情報開示すべきである。そのことにより、保育園の希望順位等を考慮することができる。</p>	<p>施設ごと年齢ごとに育児休業中の世帯数を情報開示することは、プライバシー保護の観点からできないと考えております。</p>	E

1 児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）においては、認定こども園、保育所、家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）を利用するにあたり、すべての市町村は、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定に基づき、支援法第19条第1項第2号又は同項第3号の区分に係る支給認定を受けた子どもについて、各市町村が児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に規定する利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととしています。

本市では、「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」に基づき、保護者の就労日数・就労時間等により保育を必要とする程度を判断し、ランク・指数・項目点の高い世帯の児童から利用の内定をしています。

同基準は、平成27年4月開始の新制度に対応するために、国から示された優先利用項目の追加等を行うとともに、それまでの「保育所入所選考基準」に関する市民の皆様の御意見を踏まえ、昨年度にパブリックコメント手続きを経て制定したものです。

<参考> 昨年度、国から示された優先利用項目

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童（※連携施設に関する経過措置）
- ⑨その他市町村が定める事由

2 今回の変更理由について

昨年見直した基準を適用してきましたが、兄弟姉妹に関する事項や保護者が疾病の場合や障害を有する場合、認可外保育施設に預けている期間に関することや所得状況による最終判定に関することなど、さらなる御意見等を踏まえ、保育所等を希望する方へ、より公正な基準となるよう、一部を見直します。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）の平成27年度（2015年度）の取組として、「第3子以降を保育所等の優先入所の対象とすることを検討」について、各市町村宛てに内閣府及び厚生労働省から依頼の通知が発出されましたので、本市においては現在、別表3におけるきょうだい加点項目の設定などの配慮をしているところですが、別表3においても同点となった場合の取扱いを見直します。

3 変更点について

(1) 別表2「同ランク内での調整指数表」

「保護者が重度の心身障害の場合」の項目の新設

別表1番号4「疾病・負傷・心身障害」のうち、重度の心身障害としてAランクとなった保護者について、別表2においても心身障害の程度に応じて指数加点を行い、同ランク内で優先的な取扱いがなされるよう項目を新設することとします。

- 5点・・・身体障害者手帳1・2級（聴覚障害3級含む）、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合
 - 3点・・・療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合
- ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。

(2) 別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

「現に認可外施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯」の項目点の追加

本項目点は、認可外保育施設等に預けている期間が単に長いことを評価するものではなく、入所保留となったが、育児休業を継続できずに認可外保育施設等を利用して就労している事実に対して加点しています。

認可外保育施設等に預けている期間がある場合には1点加点、認可外保育施設等に預けている期間が1年以上の場合にさらに1点加点、2年以上の場合にさらに1点加点と、昨年度に変更したところですが、3年以上の場合、4年以上の場合、5年以上の場合においても利用調整において加点が必要となることから、1点ずつ加点できるよう変更することとします。

(3) 「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても同点となった場合の最終調整項目として、所得状況のより低い世帯の児童を優先とする取扱いとしていましたが、平成27年度の取組として国から、「第3子以降を保育所等の優先入所の対象とすることを検討」との内容が全国的に示され、本市において検討した結果、別表3においても同点となった場合の取扱いを次のように変更することとします。

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1. 養育している子どもが3人以上の世帯
2. 所得状況のより低い世帯

※ 養育とは、同居し、監護（監督・保護）すること。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のこと。

利用調整基準 新旧対照表

新				旧					
別表1「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」				別表1「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」					
番号	保護者の状況		細目	ランク	番号	保護者の状況		細目	ランク
1	居宅外労働（自営を除く） ※常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間（時間外労働を除く）により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行う。		月実働140時間以上就労	A	1	居宅外労働（自営を除く） ※常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間（時間外労働を除く）により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行う。		月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B				月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C				月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D				月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E				月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定	F				就労先確定	F
2	自営 （自宅外自営、親族等が経営の自営を含む） ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※内職従事者については、協力者の細目を適用する。 ※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。	中心者	月実働140時間以上就労	A	2	自営 （自宅外自営、親族等が経営の自営を含む） ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※内職従事者については、協力者の細目を適用する。 ※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。	中心者	月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B				月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C				月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D				月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E				月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定	F				就労先確定	F
	協力者	月実働140時間以上就労	B	協力者		月実働140時間以上就労	B		
		月実働120時間以上140時間未満就労	C			月実働120時間以上140時間未満就労	C		
		月実働100時間以上120時間未満就労	D			月実働100時間以上120時間未満就労	D		
		月実働80時間以上100時間未満就労	E			月実働80時間以上100時間未満就労	E		
		月実働64時間以上80時間未満就労	F			月実働64時間以上80時間未満就労	F		
		就労先確定	G			就労先確定	G		
3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D	3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D
4	疾病・負傷・心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級（聴覚障害3級を含む）の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。	A	4	疾病・負傷・心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級（聴覚障害3級を含む）の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。	A
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	C				疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	C
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	E				慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	E
5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～E	5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～E
		居宅内での介護（通院・通所の付添いを含む。）	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用（ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。）	A～E			居宅内での介護（通院・通所の付添いを含む。）	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用（ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。）	A～E
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A～E	6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A～E
7	就学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～F	7	就学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A～F
8	求職活動等		求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H	8	求職活動等		求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H

利用調整基準 新旧対照表

9	市長による特例	ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F
		生計中心者の失業	生計中心者の失業（自発的失業は除く。）により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合 対象児童が障害を有している場合	A~H

別表2 「同ランク内での調整指数表」

項目	細目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5)別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存在世帯 両親が存在（死亡、拘禁、生死不明）の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者（事実婚を含む）のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合（注1）	7
	(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合（注1）	7
	(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合（注1）	7
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児（注1）	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置	7
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2
就労実績 （注2）	利用希望日時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 （注3）	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
	近隣（半径1km以内）に親族が在住している場合	-1

別表2 「同ランク内での調整指数表」

項目	細目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5)別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存在世帯 両親が存在（死亡、拘禁、生死不明）の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者（事実婚を含む）のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合（注1）	7
	(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合（注1）	7
	(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合（注1）	7
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児（注1）	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置	7
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2
就労実績 （注2）	利用希望日時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 （注3）	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
	近隣（半径1km以内）に親族が在住している場合	-1

利用調整基準 新旧対照表

産休明け又は育休明け (注4)	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。)	2	産休明け又は育休明け (注4)	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。)	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していましたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10	今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していましたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
保護者が重度の心身障害の場合(注5)	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合	5	福祉事務所長が特に必要と認められた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認められた場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15
	療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合	3			
福祉事務所長が特に必要と認められた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認められた場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15			

注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。

注2 児童の保護者が別表1の番号1または2に該当する場合、保護者それぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。

注3 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

注4 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

注5 児童の保護者が別表1の番号4(2)に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。

注6 合計指数の上限は15点とする。

別表3 「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

項目	項目点
対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注1)	1
保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(育児休業期間は除く。)(注3)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯(育児休業期間は除く。)(注3)(注4)(注5)	1~5
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯	1
既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(重複して適用することができる。)	1
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注6)	1
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注7)	0~-3

- 注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。
- 注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合
- 注3 預けている期間に応じて重複適用する。

別表3 「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

項目	項目点
対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注1)	1
保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(育児休業期間は除く。)(注3)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯(育児休業期間は除く。)(注3)(注4)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が2年以上になる世帯(育児休業期間は除く。)(注3)(注4)	1
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯	1
既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(重複して適用することができる。)	1
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注5)	1
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注6)	0~-3

- 注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。
- 注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合
- 注3 預けている期間に応じて重複適用する。

利用調整基準 新旧対照表

注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月（2年6か月、3年6か月、4年6か月、5年6か月）以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。

注5 預けている期間が1年以上になるごとに1点を加算する。

注6 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。

注7 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。

「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1	養育している子どもが3人以上の世帯。
2	所得状況のより低い世帯。

注1 養育とは、同居し、監護（監督・保護）することをいう。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のことをいう。

注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月（2年6か月）以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。

注5 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。

注6 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。

「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、所得状況のより低い世帯を入所とする。